

揖斐川町における いじめの防止等のための基本的な方針

平成29年10月
令和8年7月1日改定版

揖斐川町
揖斐川町教育委員会

目 次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
1 基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
（1） いじめの未然防止	3
（2） いじめの早期発見	3
（3） いじめの早期対応	3
（4） 家庭や地域社会との連携	4
（5） 関係機関との連携	4
II いじめの防止等のために揖斐川町が実施する施策	4
1 基本的な方針の策定	4
2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応	4
（1） 全教育活動を通じた道徳教育と人権教育及び特別活動の充実	4
（2） 教職員の資質向上	5
（3） 実態把握及び教育相談体制の充実	5
（4） ネット上のいじめへの対応	5
（5） いじめ防止に関わる関係機関、家庭や地域社会との連携強化	6
（6） 町民への啓発活動の推進	6
（7） いじめ対応緊急サポートチーム等の派遣	6
III いじめの防止等のために学校等が実施すべき施策	7
1 学校いじめ防止基本方針の策定	7
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
（1） いじめの未然防止	8
（2） いじめの早期発見	9
（3） いじめの早期対応	9
（4） 資料の保管	11
IV 重大事態への対処	11
1 重大事態の意味と重大事態調査の目的	11
2 重大事態に対する平時からの備え	12
3 学校及び教育委員会、町の対応	12
（1） 学校と教育委員会の対応・連携	12
（2） 重大事態の調査（一次調査）	12
（3） 調査結果の提供及び報告	13
4 調査結果の報告を受けた町長による二次調査及び措置	14
（1） 二次調査	14
（2） 二次調査の結果を踏まえた措置等	14
V その他いじめの防止等のための対策に関する事項	15

揖斐川町におけるいじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒等の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本基本的な方針（以下「町の基本方針」という。）は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、揖斐川町の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

揖斐川町では「町の基本方針」に基づき、いじめに関わる全ての関係者や関係機関が協力して対応に取り組むこととする。

また、学校が基本方針を定める場合は町の基本方針を参酌し、学校の実情に応じたいじめに関する施策を基に対応するものとする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめを受けた児童生徒等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として次のことを基本とし、いじめの防止等に努めなければならない。

- ・ 児童生徒に関わる全ての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止等に当たらなければならない。
- ・ 「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。
- ・ 家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。
- ・ 地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

揖斐川町においては、地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導・助言を行うことを通して、いじめの問題の未然防止や早期発見・早期対応を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法：第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒等の立場に立つことが必要である。いじめを受けていても、本人はそれを否定したり、大人には相談できなかったりする場合が多々あることを理解するとともに、いじめを受けた児童生徒等の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめを行った児童生徒等の事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめを行った児童生徒等の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。町の基本方針9頁参照）を活用して行う。

＜一定の人的関係＞とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

＜物理的な影響を与える行為＞とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめを受けた児童生徒等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒等が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。

- ・ 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- ・ 学校の教育活動全体を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・ 全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育む。
- ・ 自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養う。
- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・ 全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりを行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

- ・ このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒等やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる児童生徒等に対して事実を慎重に確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。

- ・ 家庭や教育委員会、学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じた関係機関との連携

を図る。

- ・ 教職員は普段から、いじめを把握した場合の早期対応の在り方について理解を深めておくとともに、組織的に対応できるような体制整備を行う。

（４）家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域社会と連携するなど、いじめの問題について地域ぐるみで取組を推進する。

- ・ 例えば「あったかい言葉かけ県民運動」のようにＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- ・ 揖斐川町総合教育会議（揖斐川町いじめ対応委員会）により、揖斐川町全体におけるいじめの未然防止についての連携を図る。
- ・ インターネットなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関と連携する。
- ・ より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会、学校の設置者においていじめを行った児童生徒等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（揖斐警察署、西濃子ども相談センター、医療機関、法務局、町の関係部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、協力体制を構築しておく。

- ・ 医療機関等との連携の下、教育相談を行う。
- ・ 警察や法務局等の人権擁護機関による相談窓口の周知や、児童生徒及び保護者への指導・啓発等、具体的な教育活動への参画について協力を得る。

Ⅱ いじめの防止等のために揖斐川町が実施する施策

１ 基本的な方針の策定

いじめの防止は、「いつでもどこでも起こりうるものである」との危機感とともに、「人間として絶対に許せない」との強い理念のもと、学校・家庭・教育委員会・町部局・地域社会等が連携し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に全力で取り組む。

町の基本方針は、町内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

２ いじめの未然防止、早期発見・早期対応

（１）全教育活動を通じた道徳教育と人権教育及び特別活動の充実

児童生徒の豊かな心や人権感覚を培い、心の通う人間関係を築く力を養うことは、いじめの防止に資する。このことを踏まえ、「揖斐川町の教育の方針と重点」に全教育活動を通じた道徳教育と人権教育及び特別活動の指導の重点を位置付け充実を図る。

- ① 人権教育：人権尊重の精神を高め、誰にでも温かく接する態度を育てる。
- ・ 人権教育の観点に明確にした指導により、認識力、自己啓発力、行動力を育成する。
 - ・ 「ひびきあいの日」を通じて、子どもたちの人権意識を育み、互いのよさを認め合う教育活動を推進する。
 - ・ 家庭・地域社会と連携し、思いやりや奉仕の大切さが実感できる体験活動を充実する。
- ② 道徳教育：自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる。
- ・ 心に響く魅力的な教材の活用、発問の吟味等を行い、生き方についての考えや自覚を深めるよう道徳の時間（特別の教科 道徳）を充実する。
 - ・ 家庭や地域社会と連携し、ふるさと教育や1家庭1ボランティア等様々な奉仕活動を通して思いやりや感謝の心、やりぬく心などを育む。
- ③ 特別活動：所属感を高め、よりよい生活や望ましい人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ・ 活動を意味付けたり、変容を価値付けたりして望ましい人間関係を深め、互いに学び合い高め合える学級の雰囲気醸成する。
 - ・ 一人一人の児童生徒が自分に自信をもち、思いやりのある言動をしたり、あいさつをする心を育んだりできるよう指導を充実する。

（２）教職員の資質向上

- ・ いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を求める。
- ・ 校長を中心に、生徒指導や教育相談担当をリーダーとした組織的な協力体制を確立し、研修の機会を設けて実践に当たるよう求める。
- ・ いじめに対する認知力・対応能力向上を図るため、研修資料や情報提供等の支援を行う。

（３）実態把握及び教育相談体制の充実

- ・ 学校においては、学期毎に「いじめや教育相談に関するアンケート」による調査の実施を行うとともに、各校の実情に応じて個別面談や家庭訪問など様々な取組を組み合わせ、いじめの認知に努めるよう求める。
- ・ スクール相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した学校の教育相談の充実を図るため、学校教育課員がコーディネートする。
- ・ 学校外の相談窓口（「子供SOS24」、少年サポートセンター「ヤングテレホンコーナー」、「教育相談ほほえみダイヤル」等）について、児童生徒に周知徹底を図る。

（４）ネット上のいじめへの対応

- ・ 児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対し、「家庭での携帯・スマートフォン等の使用に関する約束づくり」等、啓発活動を推進する。（町PTA連合会への協力要請）

(5) いじめ防止に関わる関係機関、家庭や地域社会との連携強化

① 関係機関

- ・ 「揖斐郡学校警察連絡協議会、揖斐郡小・中・高生徒指導連携強化委員会」「揖斐川町青少年育成町民会議」等、連携体制を強化する。
- ・ 中部学校教育会「生徒指導部会」や揖斐川町PTA連合会と連携し、いじめ等の生徒指導上の諸課題について学校やPTA間の共通理解を図る。
- ・ 揖斐川町小中校長会で、いじめの事例交流を行い、学校相互の連携強化を図る。

② 地域

- ・ 各地区の公民館を拠点とした青少年育成団体の活動や子ども会の活動等、地域ぐるみで子ども達の絆を強め、多くの大人が地域で子どもを守り育てる活動で、いじめの防止に努める。

(6) 町民への啓発活動の推進

- ・ 町民に啓発を図るため、町の基本方針やいじめ防止の取組を町広報誌やホームページに掲載する。
- ・ 揖斐川町人権施策推進指針に基づき、町民が互いに認め合い、他人の人権を尊重し、よりよく生きる力を育めるよう、様々な機会を通して人権教育に関わる啓発活動を推進する。

(7) 「いじめ対応緊急サポートチーム」等の派遣

- ・ いじめにより、児童生徒の生命に関わるような緊急事案や学校だけで解決が困難な事案で学校の求めがあった場合、「いじめ対応緊急サポートチーム」（有識者等）の派遣を行う
- ・ いじめ対応緊急サポートチームは、児童生徒、保護者及び教職員の心の安定を図るとともに、日常の学校生活への回復及び事実関係の調査に向けた助言・支援を行う。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校においては、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ対策組織を中心として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員の協力した体制を確立し、町教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、町の基本方針を参考にして、自らの学校のいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

- ①いじめの問題に対する基本的な考え方
- ②いじめの防止（未然防止のための取組等）
- ③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④いじめ事案への早期対応（認知したいじめに対する事案対処）
- ⑤いじめの防止等（未然防止、早期発見、早期対応）の対策のための組織
- ⑥いじめの防止等のための年間計画
 - ・「取組評価アンケート」、「組織」による会議、校内研修会等の実施時期の決定
 - ・未然防止の取組の決定（全ての学年が学年毎の取組を行うか全校の取組を行う）
 - ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定
 - ・児童生徒・保護者・地域への情報発信と意識啓発、意見聴取の時期の決定
 - ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定（P D C Aサイクル） 等
- ⑦いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目
- ⑧重大事態への対処
- ⑨資料の保管（定期に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）

具体的な内容としては次のようなものが挙げられる。

○ 学校いじめ防止基本方針作成の留意点

- ・ 学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、いじめ事案への対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載する。
- ・ より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、各学校の実情に即して、適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すという計画・実行・評価・改善のサイクルを盛り込む。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・ 学校いじめ防止基本方針は、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための、中核となる常設の組織（学校いじめ対策組織）を設置する。学校いじめ対策組織の名称としては「いじめ未然防止・対策委員会」など、各学校が決定する。

また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることが考えられる。また、学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、次の内容等が想定される。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめを受けた児童生徒等に対する支援・いじめを行った児童生徒等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び町教育委員会は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

（１）いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を行う。

- ・児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

- ・ 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の全教育活動を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。
- ・ 児童生徒が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律のある態度で授業に取り組んだり、主体的に行事に参加したりするなど、一人一人が活躍できるような授業づくり及び集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスや一時の感情にとらわれることなく、互いを認め合える望ましい人間関係及び学校風土をつくる。
- ・ 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・ 学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず管理職等が迅速に対応することを徹底する。
- ・ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立ち判断する。
- ・ 本人はいじめを否定したり、大人には相談できなかつたりする 경우가多々あることを理解し、いじめを受けた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 学校による定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

(3) いじめの早期対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、他の業務に優先して、かつ、即日、該当情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- ・ 児童生徒や保護者の訴えの意向を踏まえ事実確認等を丁寧に行い、必要に応じて学校のいじめ対策組織における検討や町への相談等も行い、迅速に状況把握に当たる。
- ・ 事実関係を明らかにした上で、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、今後の指導方針と見通しを決定する。

- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、当該児童生徒の心に寄り添うことも必要である。また、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝え、協力して指導を進めていくことへの理解を得る。
- ・ いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて共に取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・ いかなる対応も、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- ・ 重大事態（犯罪行為、児童生徒の生命や身体又は財産に重大な被害が生じるいじめ）については、教育的な配慮や被害者の意向を尊重しつつ、早期に警察と連携して対応する。
- ・ 児童生徒や関係者の個人情報の保護に対して十分配慮する。

いじめの「解消」の判断

単に謝罪をもっていじめが解消したと判断しない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること

ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町や学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒等及びいじめを行った児童生徒等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること

被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

IV 重大事態への対処

いじめの重大事態については、町の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版岐阜県教育委員会）」（以下「県のガイドライン」という。）により適切に対応する。

1 重大事態の意味と重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。これらの疑いが生じた段階から、教育委員会又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行う。

重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、対象児童生徒の状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

なお、この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定されるが、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むこと。

2 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、国のガイドライン及び「生徒指導提要(改訂版)」を理解する。学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要となる。

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。

教育委員会においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくよう努める。また、重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくよう努める。

3 学校及び教育委員会、町の対応

(1) 学校と教育委員会の対応・連携

学校が重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて町長へ直ちに報告する。報告の内容については、教育委員会又は学校にとって不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

(2) 重大事態の調査（一次調査）

① 調査主体について

- ・ 学校は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることから、法第22条に基づき学校に設置されている「いじめの未然防止・対策委員会」において調査を実施する。
- ・ 重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査だけでは、重大事態への対処や学校の教育活動に支障が生じることが予想される場合は、町教育委員会の「緊急支援チーム」も加わって調査及び対応を実施する。

② 調査を行うための留意事項について

- ・ 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。
- ・ 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うよう努める。
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どの

ような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目指す。
- ・ 調査を実りあるものにするためには、教育委員会又は学校にとってたとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢で調査する。
- ・ 教育委員会又は学校は、関係機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

（３）調査結果の提供及び報告

① 情報を提供する際の留意事項について

- ・ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に丁寧に説明する。
- ・ 情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケート結果は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。
- ・ 学校が調査を行う場合、教育委員会は情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- ・ 教育委員会又は学校は、対象児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、調査報告書に基づき、説明する。
- ・ いじめを行った児童生徒等・保護者にも説明を行う。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・ 対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を町長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて町長へ提出することが可能であることを説明する。
- ・ 調査結果は、町長に報告する。
- ・ 上記①の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する

場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に送付する。

- ・ マスコミ取材については、役割分担を決め、窓口の一本化を図った上で、公表できることを取りまとめ、慎重に対応する。

4 調査結果の報告を受けた町長による二次調査及び措置

(1) 二次調査

- ・ 町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、一次調査結果について二次調査を行うことができる。

なお、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
 - ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
 - ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
- ・ 重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が望む場合は、二次調査を一次調査と並行して実施することができる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないように、一次調査主体と、二次調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。
 - ・ 二次調査についても、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。
 - ・ 二次調査は、町による「揖斐川町いじめ問題等専門委員会」（第三者委員会）を組織して行う。組織の構成は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、附属機関の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合は、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

(2) 二次調査の結果を踏まえた措置等

- ・ 二次調査の結果を踏まえ、町長は、揖斐川町総合教育会議（揖斐川町いじめ対応委員会）を開催して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同

様の事態再発防止のため、必要な措置を講ずるよう協議する。

- ・ 二次調査を行った時、町長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、町において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

V その他いじめの防止等のための対策に関する事項

町は、法の施行状況等を勘案して、町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、町が設置する学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

